

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－701	承認日	2015.4.1	1/2
退職金規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

公益社団法人石川勤労者医療協会
金沢医療生活協同組合けんろく診療所
一般社団法人ヘルスプランニング金沢
(以下 法人と記載する)

1. 法人は従業員が退職した時は、この規定により退職金を支給する。
2. 本規定は、就業規則第2条に定める従業員に適用する。ただし、次の各号に該当するものについては退職金は支給しない。
 - (1) 試用期間のもの。
 - (2) パートタイマーのもの
 - (3) 勤続7年に達しないもの。
3. 退職金は退職時における基本給と勤続年数に応じ別表に定めた支給率を乗じて得た金額とする。
基本給を改定した場合、改定後の基本給が改定前の基本給を下回る場合は改定前の基本給を適用する。
4. 別に定める石川勤労者医療協会確定給付企業年金規約から給付を受ける者については、当該給付金（一時金にあっては当該給付金、年金にあっては当該年金の現価相当額）を、この規定により計算される退職金の額から控除する。
5. 退職の理由を次の通り区分する。
 - (1) 55歳未満による退職（②、④を除く）、55歳未満による業務外死亡による退職
 - (2) 55歳未満の傷病により労務不能と認定された退職
 - (3) 55歳以上の退職、55歳以上の業務外死亡による退職
 - (4) 業務上死亡による退職、公傷により労務不能と認定された退職
- 2 従業員が役員就任により退職する場合は、役員を退任するまで退職金の支給を繰り下げることができるものとする。
6. 故意の犯罪行為により退職金の支給対象者を死亡させた者には、退職金は支給しない。退職金の支給対象者の死亡前に、その者の死亡によって退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。
 - 2 従業員又は従業員であった者が、次の各号に定めるその責に帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなったときは、支給の全部又は一部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
 - 3 従業員であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかになったときは、支給の全部又は一部を行わない。但し、情状により3分の1以下を支給することがある。支給するときは労組と協議して決める。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－701	承認日	2015.4.1	2/2
退職金規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

7. 退職金は退職後30日以内に支給する。経理の都合、その他特に事情があつて30日以内に支払えない時は労組の同意を得る。
8. 勤続年数は雇用された月から起算し、退職の月までとし、1年未満の端数は切り捨てる。
但し、就業規則第25条に規定する休職及び育児休業の期間は、勤続年数に算入しない。
2 役員を退任後、再び従業員となった者は、役員就任前後の勤続年数を通算するものとする。
9. 従業員が死亡した場合は遺族に退職金を支給する。
10. 退職金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、退職金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。
(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、支給対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）
(2) 子（支給対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）父母、孫、祖母又は兄弟姉妹
(3) 前2号に掲げる者のほか、支給対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
2 退職金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした退職金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした退職金の支給は、全員に対してしたものとみなす。
11. 1959年4月1日本規定制定時に満60才をすぎている従業員については1959年3月31日までを勤続年限として数える。

付則 2011年7月1日において役員であるもののうち、再び従業員となった者の退職金の金額は、退職年金規定廃止に伴い分配した金額を控除した金額を支払うものとする。

- (注) ①傷病退職とは原則として傷病による休職期間が満了した後の退職と考える。
②公傷退職とは業務上の疾病による退職の場合をいう。

1959年4月 1日 制定
1980年3月31日 一部改正
2011年7月 1日 一部改正
2014年4月 1日 一部改正
2015年4月 1日 一部改定